

# 旭小学校 いじめ防止基本方針

2018. 4.1 策定  
2026. 3.1 改定  
横浜市立旭小学校

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ◆いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ◆学校いじめ防止基本方針の目的

学校基本方針は、いじめ防止に向けた方針および基本的な方向性の理念のもと、いじめの問題への対策を児童・保護者・教職員それぞれの立場からすべきことを自覚し、相互に協力しながら学校全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

### ◆いじめ防止に向けた方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体になっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、校長代理のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 保護者と共同していじめ対策を行うために、学校評価アンケートの評価項目にいじめ防止等の取組を位置づける。

### ◆いじめを防止するための基本的な方向性

- いじめの未然防止・・・児童と児童、児童と教職員の信頼関係を築く。授業作り、集団作りの具体的な取組。
- 早期発見・早期対応・・・いじめを見逃さないようアンテナを高く張る。校内での研修を行い教職員の資質の向上を図る。定期的なアンケート、全市一斉のアンケートの実施。定期的な教育相談の実施。直接相談しにくい場合を考慮し、心のポストや一人一台端末での健康観察を活用した窓口を設置する。
- 適切な対処・措置・・・組織的に対応する体制の整備。被害児童及び保護者への支援。加害児童及び保護者への指導・支援。

## 2 組織の設置および組織的な取組

### ◆「いじめ防止対策委員会」の設置

- 定期組織の構成・・・管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭（必要に応じて心理や福祉等の専門家や区役所、児童相談所等の参加を求める。心理や福祉等の専門家には、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援について助言を求めることができる）

- 組織の役割・・・
- ・いじめ事案に対して中核となって組織的に取り組む。
  - ・いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
  - ・情報の収集や記録、対応に関する役割分担、重大事態が起こった場合の調査をする際の中核となる。

○いじめ防止に向けた年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学期登校見守り</li> <li>・児童理解研修</li> <li>・児童引継ぎ①</li> <li>・個人面談</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式)</li> <li>・教育相談</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別教育計画作成</li> <li>・職員研修の実施</li> <li>・必要に応じてコンサルテーションの実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y-P アセスメントの学級風土のチェック</li> <li>・SOS プログラム</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み明け登校見守り</li> <li>・職員研修の実施</li> <li>・横浜こども会議</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内支援体制確認</li> <li>・個人面談</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Y-P アセスメントの学級風土のチェック</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修の実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活(いじめ)アンケート(無記名式)</li> <li>・教育相談</li> <li>・Y-P アセスメントの学級風土のチェック</li> <li>・必要に応じてコンサルテーションの実施</li> <li>・学校評価アンケートの実施</li> <li>・人権週間を活用した、児童向けの人権教育及びいじめに対する意識調査の実施</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み明け登校見守り</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別教育計画評価</li> <li>・基本方針改訂</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校HPに新年度の基本方針を掲載</li> <li>・個人面談</li> <li>・引継ぎ</li> </ul>

<年間を通じて>

- ・校内見守り
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・子どもたちの主体的な取組に対する支援
- ・毎月の職員会議の中で気になる児童についての共通理解を図る。
- ・SCによるカウンセリング

※年間計画については、児童の実態、関係機関の状況等により実施時期等が前後することがある。

### 3 いじめ防止および早期発見のための取組

#### ◆いじめ防止への取組

- ・学校教育活動全体を通じた包括的なプログラム(各種指導計画等)の策定
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・授業作り
- ・Y-P アセスメント、横浜プログラムを活用した一人ひとりが生きる学級作り(4月、7月、12月)

- ・子どもたちの主体的な取組に対する支援（係活動、委員会活動、クラブ活動など）
- ・インターネットを通じたいじめの防止、および情報モラル教育の推進（サイバー教室 年 1 回以上実施）

#### ◆いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制作り（情報共有の推進）
- ・SOS 出し方プログラムの実施（7 月夏休み前）
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力
- ・定期的なアンケート（5 月、12 月）の実施
- ・定期的な教育相談の実施（5 月、12 月）

#### ◆いじめに対する措置

- ・いじめ防止委員会を中核とした組織的な対応の徹底
- ・当該児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導・支援
- ・警察署等関連機関、専門機関との連携
- ・再発防止に向けた適切かつ継続的な指導

#### ◆研修等の実施

- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の実施（8 月、11 月）
- ・児童理解研修の実施（8 月）

#### ◆学校運営協議会の活用

- ・いじめの問題などを保護者、地域と共有して対応

## 4 重大事態への対処

### ◆重大事態の意味

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめが起因して当該児童が 30 日以上欠席した場合

### ◆重大事態の報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

### ◆重大事態の調査

- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止も視点に置いた「調査」を実施する。
- ・いじめられた児童を守ることを最優先とし、在籍児童や教職員に対する聞き取り調査等を行う。
- ・事実確認を行うとともにいじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。

### ◆児童生徒・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

## 5 その他

- ・年に一回以上基本方針を見直し、改めて公表する。